

住宅の新築・増改築・中古住宅の購入をご検討されている方へ

定住促進住宅 新增改築等補助制度が 始まりました!!

4月1日より定住促進住宅新增改築等補助制度が始まりました。

この事業では、村内に定住することを目的とした住宅に対して、工事費の1割を村から補助する制度です。最高限度額につきましては、新築・中古住宅の購入が100万円、増改築を行う場合には50万となります。

○対象者（以下のすべての項目に該当する方）

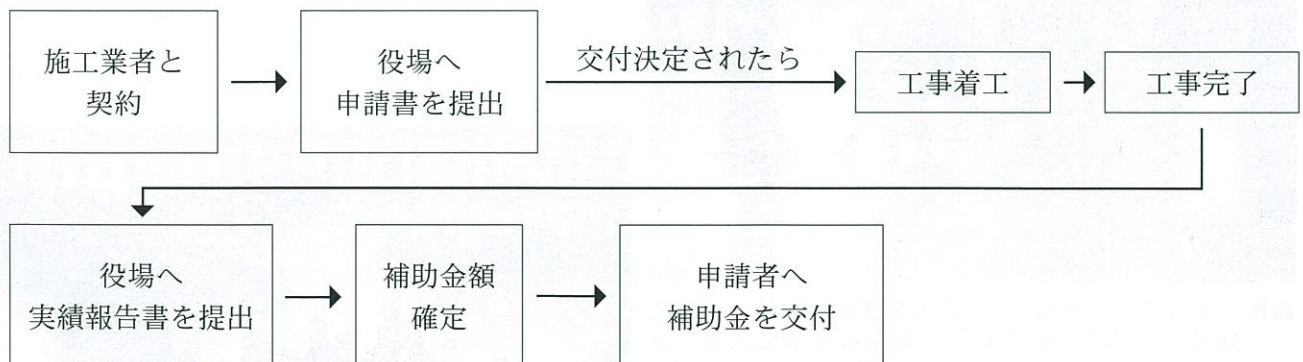
- ・定住目的で下條村に住宅を新增改築する方(以下のア、イに該当する方は除きます)
 - ア、本拠地が村外にある方
 - イ、配偶者及び15歳未満の子どもがいるときは、その方が村内に居住していない場合
- ・申請時の年齢が45歳以下(夫婦の場合はどちらかでも可)の方
- ・下條村に対して納付義務のあるすべてのものに滞納の無い方



○申請にあたって

補助を希望される方は、工事着工前に補助金交付申請書を役場に提出していただきますので、詳しくは役場振興課建設係までご連絡ください。

～申請の流れ～



住宅リフォーム補助金について

昨年10月からおこなっております、住宅リフォーム補助金（村内業者による住宅リフォーム工事に対して工事費の4分の1を補助 上限20万円）も継続しておりますのでリフォームの際はご活用ください。（新增改築等補助金との併用はできませんのでお願いします。）